

日本医療大学認知症研究所 規程

(平成27年10月1日制定)

(設 置)

第1条 日本医療大学（以下「本学」という。）に、日本医療大学認知症研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目 的)

第2条 研究所は、本学の建学の精神とその創立の経緯を鑑み、本学が所属するつしま医療福祉グループ内の社会福祉法人、医療法人等の協同・協力を図る事をもってして認知症に関する研究を行い、よって国民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業内容等)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

(1) 研究事業

「スヌーズレン療法」に関する実践的方法の研究と開発

(2) 普及事業

「スヌーズレン療法」に関する正しい知識・方法等の啓発普及

(3) その他の事業

医療、看護、介護、リハビリテーション等と認知症の関連における研究

(所 長)

第4条 研究所の所長は、理事会の議を経て、理事長が任命する。

(所 員)

第5条 研究所に、次の所員を置くことができる。

(1) 専任研究員

(2) 兼任研究員

(3) 顧問

(専任研究員)

第6条 専任研究員は研究所に所属する本学の専任教員で、その目的に準じて、専ら調査及び研究に従事する者をいう。

2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第7条 兼任研究員は、研究所の活動に参加する次の者をいい、所長が委嘱する。

(1) 本学専任教員

(2) 本学専任教員以外の者で、つしま医療福祉グループに所属する者

2 前項第2号に掲げる者の任期は2年とし、更新することができるものとする。

3 兼任研究員の処遇については、別に定める。

(顧問)

第8条 顧問は、本学専任教員及びつしま医療福祉グループの所属以外の者で、研究所の企画・運営に関する重要事項の審議に加わり、その活動を援助するとともに、調査及び研究に参画する者をいう。

- 2 顧問は、所長の要請に基づき、学長が任命する。
- 3 顧問の任期は、2年とし、更新することができるものとする。
- 4 顧問の処遇については、別に定める。

(職員)

第9条 研究所の職員は、本学の専任の職員の中から事務局長が委嘱する。

(運営委員会)

第10条 研究所に、第3条に定める事業の企画、運営のため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、所長、所員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて所長が招集する。

(経費)

第11条 研究所の経費は、本学の年間研究費予算及び補助金、寄附金等をもってこれに充てる。

- 2 経費の執行及び決算処理に関しては本学の経理規定を遵守する。

(事務の所管)

第12条 この規程に関する事務は、研究所事務室が所管する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。